

令和6年第4回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年3月14日(木)
開会 15時40分 閉会 17時25分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
委 員 山口 清一郎 委 員 藤崎 郁
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 武藤 文雄
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 柳井 慎也
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 丸山 純一
社会教育課生涯学習推進係総括主幹(以下「生学総括」という。) 首藤 幸一郎
体育保健課スポーツ振興係総括主幹(以下「ス振総括」という。) 藤原 直也
体育保健課学校給食係総括主幹(以下「学給総括」という。) 甲斐 宏一
本日の書記 課長補佐兼総括主幹 御手洗 薫 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 8件
- 6 報告事項等 2件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 それでは、教育委員会会議を開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 それでは、令和6年第4回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、山口委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の中から多田が行います。

教育長の報告

なし

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、17時を予定していま

す。

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

教育長 議案第 14 号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定によりこれを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りします。議案第 14 号は、公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 14 号は、非公開といたします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第 7 号から議案第 13 号まで及びその他報告事項等を行いまして、次に非公開による議事、議案第 14 号を行います。

議 事

【議 案】

議案第 7 号 令和 6 年度佐伯市教育行政重点施策について

議案第 8 号 工事計画の決定について

議案第 9 号 令和 6 年度学校教育指導方針について

議案第 10 号 佐伯市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針の策定について

議案第 11 号 佐伯市立学校職員旧姓使用取扱規程の一部改正について

議案第 12 号 市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会委員の委嘱について

議案第 13 号 佐伯市大入島開発総合センター条例施行規則の一部改正について

議案第 14 号 佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について

議案第 7 号 令和 6 年度佐伯市教育行政重点施策について

教育長 それでは、議案第 7 号令和 6 年度佐伯市教育行政重点施策について、武藤教育総務課長が説明いたします。

教総課長 それでは議案第 7 号令和 6 年度佐伯市教育行政重点施策について、説明をいたします。この議案は、第 2 期佐伯市長期総合教育計画（後期）さいき“まなび”プラン 2023 に基づき、総合的、計画的に重点となる諸施策を推進するための教育行政重点施策を策定し、その承認を得ようとするものであります。

計画の目標は「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造、重点目標はこれからの「オーガニックシティさいき」を支える人づくりとしています。重点施策としまして、七つの重点施策を定めています。これらにつきましては、根幹となります“まなび”プランと整合性を図っているところでございます。

4ページから7ページまでには、七つの重点施策に対する令和6年度の重点事業、主な取組を掲げ、“まなび”プランにおける目標指標等の達成に向けて取り組んでまいります。9ページから10ページまでには、先ほどの七つある重点施策に関する令和6年度の主要事業と主な予算を記載しています。

施策1子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現では、新たに表現教育を通じた人間力育成支援事業を行うこととし、二つの事業で1,218万8,000円を計上しています。

施策2子どもの居場所づくりの推進では、絆づくりサポート事業のほか2事業で3,173万8,000円を計上しています。

施策3望ましい食生活と食習慣を身に付け、自らの健康を管理することのできる子どもの育成では、地場産品活用推進事業に999万8,000円を計上しています。

施策4共生社会の形成を担う人材の育成と夢を抱く青少年の育成では、成人教育講座のほか六つの事業で1,025万5,000円を計上しています。

施策5郷土の文化財や伝統文化の保存・継承と活用の推進では、佐伯城跡保存活用計画策定事業のほか五つの事業で2,432万4,000円を計上しています。

施策6ライフステージに応じたスポーツの推進では、地域スポーツ育成補助金のほか三つの事業で7,155万9,000円を計上しています。

最後に施策7地域の特性に応じた教育による少子化への対応では、小・中学校スクールバス運行事業のほか二つの事業で1億358万8,000円を計上しています。

令和6年度重点施策に関する事業費の総額は、2億5,284万8,000円となっています。これらの事業を進めていくことにより、施策の進捗を図っていきたいと考えています。

以上で令和6年度佐伯市教育行政重点施策に関する説明を終了いたします。

教育長 一つずつ説明する時間がありませんが、見ていただき質問等ありましたらお願いいたします。

平井委員 去年と違うところはありますか。

教総課長 先ほど申しあげました施策1の表現教育を通じた人間力育成支援事業、これが来年度、新たに行う事業となっています。この施策1の予算につきましては、今年度と比べると二つの事業で153万円の減にはなっています。今年度は佐伯市学力向上実践研究事業一つの事業で予算額が1,371万8,000円、来年度はその分につきましては1,080万2,000円、これに来年度は表現教育の部分で138万6,000円がプラスされているというような状況です。

平井委員 全体的な予算は変わらないのですか。

教総課長 七つの施策に対する総額の予算ですが、今年度は城山の土地の購入に係る予算が2億円を超えてありましたので、その分が減額となり、総額としては減額になっています。

教育長 この重点施策の中で新規事業は、表現教育とそのほかにありますか。

教総課長 あとは施策6、後ほど工事関係の議案で出てきますけども、野岡体育館耐震化事業と総合運動公園野球場人工芝改修事業、この部分に変更になっているところです。

教育長 表現教育と野岡体育館耐震化事業と総合運動公園野球場人工芝改修事業について、担当課から説明をしてもらえますか。

学教課長 来年度の新規事業であります表現教育について、簡単に説明させていただきます。大きく柱としては2本ございます。一つ目が、音楽の鑑賞といったところであります。RENTARO室内オーケストラ九州を招いて、公演を鑑賞する。それと11月に第九を歌う会があり、本年度は宇目緑豊中学校が参加したのですが、来年度も中学校1校、11月に向けての合唱指導を5回ほど実施して、第九の会で一緒に歌うといったところを考えています。もう一つは、演劇的手法を用いたコミュニケーション教育の推進ということで、芸術文化観光専門職大学の平田オリザ学長にお越しいただいて、校長を対象とした講義であったり、小学校での模範授業であったり、それとワークショップ等の開催を考えています。それによって、表現力であったり、生徒同士のつながりであったり、人間力の育成に向けた学校づくりを進めていきたい、子どもづくりを進めていきたいといった事業であります。

ス振総括 工事関係については、議案第8号において説明します。

教育長 ほかの課はよろしいですか。

社教課長 施策5の佐伯城跡保存活用計画策定事業、当初予算の概要の際にも説明したのですが、これは佐伯城跡が指定を受けましたので、今後どういうふうに活用していくのかということ令和6年、令和7年の2年間で計画を作っていくという事業で、新規事業になります。それから遺跡群発掘調査事業、こちらが例年より100万円ほど多いのですが、これは三の丸、文化会館跡の土地を今後活用するために試掘調査を行う費用を100万円程度計上したものであります。

藤崎委員 予算については毎年計画を立ててやっていることなので質問等はないのですが、重点目標がこれからの「オーガニックシティさいき」を支える人づくりとなっている

て、そのために施策が七つあると思うのですが、どう結びついているのかが今ひとつ見えてこないというか、例えば市民だとしたら「オーガニックシティさいき」をつくるために、どんな人をまず求めようとしているのかというのが、もう少しわかりやすいと、結びついているといいのではないかなというのが印象です。いかがでしょう。

教育長 教育は基本的には人材育成、人づくりということで、今佐伯市が佐伯市総合計画の中でオーガニックシティを目指すということなので、将来この佐伯で生きていくと、あるいは支えていくと、そういった人づくりということで重点施策の表題にはそこを取り上げています。それが具体的に、どこがどう結びつくかという、学校教育の中でオーガニックの教育を中心に入れたりですね、細かく行っているのですが、直で結びつきを読み取るのはなかなか難しいところもありますが、目標としてはそういう目標で行っているところです。

藤崎委員 これ全部がこれだときっちりいかななくてもいいんですけど、例えば、オーガニックシティと言うからにはエコの視点だと思うのですが、自分たちの出したごみとか、洗剤とか、汚水でもいいんですけど、それがどういうふう処理されていくのか、自分たちの食べてるものがどういうふうなところからとれているのかなど、何かそういう、これオーガニックシティさいきなんだっていうのがいくつかあってもいいのではないかという気はします。

佐伯に戻ってきてどんな仕事があるのかとか、佐伯にしながら世界と結びつくにはどういうふうにしたらいいのかなど、これっていうのが幾つかあったらいいのではないかというのが印象です。

教育部長 今年度途中この計画を作る中で、さいきオーガニックシティをもう少し意識させる作りこみにしようということで、SDGsの目指すところの誰一人取り残さないというところの部分、あわせて、17のゴールの絵がありますので、今回そういったところを教科全体の中で意識させようという形の中で、カリキュラム表の中にこの絵を使いながら、給食の部分だったら土づくりを大事にしようなどそういった部分を組み込みながら、教科横断的に子どもたちに意識付けをするということで、自然環境であったり、今回市議会の一般質問で給食の残渣の問題についても出ましたけれども、給食についても地元産米を使うなど、そういったことの意識付けを図っていききたいというふうに考えています。

小寺委員 社会教育施設が幾つか名前が出ているんですけど、今平行して、図書館の計画とか、会議とかも行われていると思いますので、社会教育施設のところに図書館というものも、どこのカテゴリーなのかわかりませんが、どこかに入るといいのではないかと思うのですが。

社教課長 お答えします。事業として載せるとすれば、確かに小寺委員がおっしゃるとおり

どこに載せるのかという気は確かにします。また、金額的には予算ベースとして小さく、何十万円程度でありますので、主要な事業に該当するのか予算ベースで考えると、該当しないのかなというところの判断で載せないというところもあります。ただ、事業的には大変大事な事業だと思っていますので、そこは入るような場所があれば、委員おっしゃるとおり載せていきたいと思います。今からでも訂正はできるのですか。

教育長 もちろんできます。

社教課長 どこかに入る場所があれば、入れていきたいと思います。

小寺委員 例えばなんですけど、この図書館が本の貸出しとかそういったことだけではない、いろいろな機能を持ったものというような話も出ているみたいなので、そういうサードプレイスの居場所づくりのところとか、公民館や放課後児童クラブという形で5ページの2の子どもの居場所づくりの推進のところとか、文化財の展示とかも今後もしも図書館がしていくようであれば郷土文化財の保存とか、何かそういった部分で入れていったらいいのかなと思いました。

教育長 ありがとうございました。ほかにございますか。

教育長 それでは、先ほど藤崎委員からいただいたオーガニックシティの人づくりに関する項目が少しあってもいいのではないかということで“まなび”プランの中からここに抜き出せるものがあれば入れ込むというところを検討することと、それから図書館の在り方についても少し検討させていただいて、そして入れ込む部分があれば入れ込むというところを宿題として預からせていただいた上で、この議案について承認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、少し検討をさせていただきますが、議案第7号については、承認ということをお願いいたします。

議案第8号 工事計画の決定について

教育長 続いて、議案第8号工事計画の決定について、引き続き武藤教育総務課長が説明いたします。

教総課長 議案第8号工事計画の決定について、説明させていただきます。

この議案につきましては、令和6年度に実施する1件1,000万円以上の工事の計画を決定するに当たり、教育委員会の承認を得ようとするものであります。

令和6年度に予定しています1件1,000万円以上の工事につきましては、4件の事業における工事が該当となります。それぞれの工事の概要等につきましては、各担当課から説明をさせていただきます。

生学総括

1の河内地区公民館施設長寿命化事業について御説明いたします。

工事概要につきましては、蒲江竹野浦河内地区にあります河内地区公民館におきまして老朽化に伴う雨漏りが多数発生しており、部分的な修繕では改善が見込めないため、屋上防水改修工事を行うものであります。予算額は、1,154万円。工事期間につきましては、令和6年5月から同年8月までを予定しています。

資料の15ページの4番の写真が、河内地区公民館の全景となります。この施設は昭和53年に建築されて、築46年が経過しています。6番の写真が河内地区公民館のホールの写真になりますが、バケツを置いています。ホールの中だけでも、この数の雨漏りがしています。このほかにも公民館内の廊下や和室なども雨漏りをしている現状です。写真の1番から3番までが施設の屋上の写真となります。屋根は陸屋根でできていまして、部分補修歴も多数見られます。

施工内容につきましては、A3の図面を御覧ください。この図面の左側の屋根1と書いてありますが、全体の3分の1程度を占めている部分を防水層保護塗装で施工しまして、図面右側の屋根の部分、全体の約3分の2を占めている部分を防水シートで改修する予定としています。

以上で河内地区公民館施設長寿命化事業の説明を終わらせていただきます。

学給総括

議案第8号工事計画の決定について、体育保健課所管の2野岡体育館耐震化事業について説明いたします。

工事概要ですが、佐伯市野岡町2丁目12番14号にあります野岡体育館におきまして、耐震補強工事を行うものであります。予算額は、1,961万円。工事期間は、令和6年8月から同年11月までの4か月間を予定しています。同施設は昭和49年に建築され、築50年が経過しています。昭和56年の建築基準法の改正によって、現行の耐震基準に適合しているのか、令和3年度に耐震診断・補強計画の業務委託を実施しました。それを基に今年度、耐震補強工事实施設業務委託を行い、令和6年度に耐震補強工事を行うものであります。

耐震補強工事の内容ですが、屋外階段の撤去と館内2階部分の窓の内側に鉄骨補強を8か所新設する予定としています。

学給総括

引き続きまして、3の旧鶴見学校給食共同調理場解体撤去事業の工事について説明いたします。

工事概要ですが、鶴見B&G海洋センターグラウンドの一部にあります旧鶴見学校給食共同調理場におきまして同施設の廃止に伴い公共施設等総合管理計画における解体撤去工事を行うものです。予算額は、1,300万円。工事期間は、令和6年9月から令和7年2月までを予定しています。同施設は昭和58年に建築され、築41年が経過しています。解体後は、グラウンドへ復旧するか駐車場とするかを鶴見振

興局や地元スポーツクラブと協議しましたが、費用面等比較検討した結果、解体後は駐車場として整備する予定となっています。

学給総括 最後、4の総合運動公園野球場人工芝改修事業になります。

工事概要ですが、佐伯市総合運動公園内にあります野球場におきまして、グラウンド内の人工芝張替工事を行うものであります。予算額は、4,421万4,000円。工事期間は、令和6年8月から令和7年1月までの6か月間を予定しています。同施設は平成4年に設置され、築32年が経過しています。経年劣化により、人工芝の芝生上の起毛部分やクッション性がなくなっており、令和6年度に張替工事を行うものであります。今回、人工芝約2,020㎡を張り替える予定としています。佐伯市議会でも質問があり、耐用年数はどれくらいかということでありましたが、補助金上は10年でありますけど、実際は15年ぐらいもつのではないだろうかということです。

以上説明を終わります。

教育長 それでは、議案第8号について、審議を行います。質問等ありましたらお願いいたします。

山口委員 河内地区公民館の防水工事ですが、前も少し話をしましたが防水工事は毛細管現象などいろいろな部分でノウハウが必要になると思います。今回、指名となるのかどうかわかりませんが、その防水業者がどれぐらいの実績を持っているのかということはある程度加味した中で、点数をつけるかどうかわかりませんが、業者を選ばれた方がよいのではないかと思います。例えば10年も経ったら結局防水機能が損なわれるとか、当然構造躯体自体も老朽化しているのでおそらくかなりのひび割れもあると思いますので、それに防水シートを張って抑えていくにしてもある程度の経験ノウハウを持たれた業者の方を、せっかくお金を払うのであれば実績に基づいた業者を指定して長年もたせた方がいいのではないかと、我々経験則で言っているので、入札されるときには業者がどういう実績を持っているのかをきちんと加味してやられたほうがいいかなと思います。

教育長 河内地区公民館の屋上防水改修工事は、一般競争入札ですか。

社教課長 基本的には工事の施工は、指名競争入札という形になると思います。業種としましては防水の業者さんの中から8社程度、契約検査課の方に指名の選定をお願いしまして、指名をするということですので、地域性とか、実績とかを考慮して選定していただけるというふうに思っています。

教育長 貴重な御意見でした。ありがとうございました。他にございますか。

山口委員 解体する給食調理場のアスベスト調査は、終わっているのですか。

学給総括 アスベスト調査は、終わっています。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第8号の承認についてお諮りいたします。議案第8号について、提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第8号については、提案どおり承認といたします。

議案第9号 令和6年度学校教育指導方針について

教育長 続いて、議案第9号令和6年度学校教育指導方針について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第9号令和6年度学校教育指導方針について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることの規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

理由は、令和6年度の本市の学校教育に係る指導方針を作成し、示すことにより、各小中学校の令和6年度の学校教育目標や学校運営方針に反映させる必要があるためであります。

この方針は、第2次佐伯市総合計画、さいき“まなび”プラン2023及び令和6年度大分県教育委員会の重点方針を踏まえ、令和6年度の具体的取組及び重点を定めようとするものであります。“まなび”プランでは、人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育の創造を本計画の全体目標としています。そして、今までの基本目標に対して教育委員会が改めて重点的に進めていく目標や急速な社会情勢の変化に対応するための新たな目標、これからの「オーガニックシティさいき」を支える人づくり～ふるさと佐伯を愛し、ユニバーサルな視野に立つ人材の育成～を重点目標とし、目標達成に向けて取り組む重点施策を七つ設定しています。また、本計画では国連が掲げる持続可能な開発目標SDGsやさいきオーガニック憲章の達成につながる取組を推進していくこととしています。

次に本年度の重点についてですが、3本を掲げています。まず重点施策1子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現、基本目標I－基本施策1の確かな学力の育成において、「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた単元構想に基づく授業改善の推進、学んだことを定着・習熟につなぐ指導と家庭学習の連動の充実であります。学習指導要領において示された主体的・対話的で深い学びに向けて、1時間の授業だけでなく、一つの単元をとおして、どんな時間にどんな力を身につけさせるのかということ意識し、授業改善を進めていくことと学んだことをしっかり定着・習

熟できるよう、家庭学習と連動させていくといったものであります。

2点目は、重点施策2子どもの居場所づくりの推進、基本目標Ⅰ－施策5の生徒指導の充実におきまして、児童生徒の学校内外における居場所づくりの推進、自己肯定感を高める取組の充実、コミュニケーション力と人間性を育成する表現教育の推進であります。別室の設置や放課後の支援による学校内外での居場所づくりを進めていくこと、それと、わかりやすく誰にでも出番のある全員参加の授業づくりや自分も1人の人間として大切にされているという自己存在感を実感できる活動などを行って、自己肯定感の育成を図ってまいります。また、音楽鑑賞や学習等の活動を行ったり、演劇的手法を取り入れた授業に係る講演であったり、モデル授業を行ったりする表現教育をとおして、児童生徒のコミュニケーション力と人間性の育成を図ってまいります。

3点目は、重点施策7地域の特性に応じた教育による少子化への対応、基本目標Ⅱ－施策1の豊かな教育環境の整備におきまして、「カリキュラム表」を活用した教科横断的な視点等に立ったカリキュラム・マネジメントの実践と副読本を活用したふるさと教育の充実であります。カリキュラム表については、各教科等で行われる学習が1年間でどのように実施されるかを並べた一覧表であります。昨年度から各小中学校において作成、実践が行われています。つながりのある学習内容を矢印で結びSDGsやさいきオーガニック憲章の各種アイコンを位置付けることで、いろいろな教科をつなげながら、どのように学びを進めていくのかということを目視化し、俯瞰しながらカリキュラムマネジメントの推進を図っていくものであります。二つ目の副読本は、ふるさとの先駆者を活用して、ふるさと教育の充実を図ることです。今年度も各学校の教育課程に位置付け、義務教育9年間で11人の佐伯の先駆者について学習を進めましたが、来年度は今年度の成果や課題を洗い出し、各教科等における位置付けを見直し、実践することによって、ふるさと佐伯の歴史や文化への理解を深めさせていきます。

3の具体的な取組では、13の施策について柱となる取組を焦点化して学校に示し、子どもたちの力をつけていきたいと考えています。特に来年度におきましては、教育DXの推進の項を設けまして、これまで様々な施策の中にあつたICT教育を意識的に推進していきます。さらに、これまで示していなかった遠隔教育システムの構築による多様な学びの機会の充実、1人1台端末を活用した「心の健康観察」の導入を加えています。

以上で議案第9号令和6年度学校教育指導方針についての説明を終わります。

教育長 こちらは学校教育に関する指導方針であります。昨年度から変わった部分はいくつかありますが、最後に教育DXに関する内容を今年は大きく取り上げたところとあります。御意見等ありましたらお願いいたします。

小寺委員 子どもの居場所の一つで今、子ども食堂を市内ですべていらっしゃる方がいるんですけど、一つ市民の方の意見で上がったのが、アレルギーを持っている子が寂しい思いをしているとか。どういう場所で、どういうやり方でやっているかっていうと

ころを把握されて、それで、ちょっとでも何かお互いが譲歩できるような感じになっただけなのかなあと思い、今これを見ていて思い出したので、この場でお伝えしました。

アレルギーを持つお子さんの親御さんがちょっと心が痛むということで。朝みんなが、渡町台なんかは多い時は100人弱、80人とか70人という人数を聞いたことがあります。一方佐伯東小学校は私も少し伺いましたけど、それはもちろん来ている子はとても子ども同士でいい時間を過ごしているなど思ったんですね。いいとは思いますが、場所であつたりとか、以前は近くの教会でしてたところを今は学校の家庭科室で東小学校の場合はしているんですけども、そういう声があったので、少数派かもしれませんがお伝えしておこうかと思ひまして。

教育部長 基本的に作るものではなくて、生協さんとグリーンコープさんが提供していただいた食材を提供しているということです。渡町台小学校については、黒板にそれぞれのアレルギーの成分を全部黒板に書き出して、こういうのが入っていますよという形で毎回してくれていて、それで注意するようには呼びかけていました。渡町台小学校も保護者からの要望などいろいろ聞いているみたいですが、なかなか人数的にアレルギー対応は実際厳しいですということでお伝えはしているみたいですが、そういう声も伺っています。

山口委員 施策5の生徒指導の中の定期的なアンケート調査によるいじめの早期発見と組織的対応ということで、今いろいろなメディアを見ているといじめが上がってくるのが遅いというか、それによってメディアの方で後手後手に回っているということが全国を見ると多いですね。そのアンケートというのが、例えばそのクラスで上げて、先生が上げていくというプロセスを経るのか、今、企業ではコンプライアンス委員会というのがあって直接目安箱的にコンプライアンス委員会に一従業員が入れていくというような形があります。パワハラとか、セクハラとか、モラハラが発生すると、それがコンプライアンス委員会で取り上げられる。そういったセキュリティネットで考えると、ちょっと私はわからないのですが、例えば子ども一人がそういうコンプライアンス委員会のような一つの独立したところに、いろいろないじめのアンケートや子どもの気持ち的なものが入って、それを独立性を持った委員会組織でそれを取り上げるような、今そのような形であるのですか。

学教課長 このいじめの認知に関しましては、今約2か月に1回のペースで子どもたちにアンケートをとっています。嫌なことをされていないか、そういうところを見ていないか、心配なことがないか、困ることはないかというようなアンケートを2か月に1回とって、それを担任が集計し、学校全体でもそれを共有し、心配なことがあれば子どもに個別の面談を行って、そして校内のいじめ対策委員会というところで、どういう事案が上がってこういう状況であるといったところを全て一人だけで行うという感じではなくて必ず組織で対応するような仕組みを設けています。かなり丁寧に聞き取りは行っているというふうには感じています。以前は1か月ごとに行

っていたのですが、現場の負担が大きいといったところで、今は2か月に1回といった形で実施をしているところでもあります。

山口委員　私が言っているのは、例えばクラスに上げる、担任に上げる、それすらも上げにくいという子どもの声を、コンプライアンス委員会というような完全に独立した一つの部分に子どもが直接、ラインでもいいんですよ、上げられるようなそういう体制づくりというのがあるのでしょうか。

山口委員　例えば組織の中で一従業員が、直属の上司、例えば課長に言えますかと。だから独立したコンプライアンス委員会が会社の中にはある。その個人の声がきちんとそういう一つの部分に通るようになる。生徒が、先生に言えるのか。本当の声としての声が上がっていないのかもしれない。独立した組織があっても、もし何かあってそういうところに話をすると先生を飛び越えて何らかの部分に声が上がっていく。実際企業はそうしていますし、そのほうが声が通りやすいし、逆にそういうところが見えていないから後手後手に回って、結局いじめの問題がいろんな形ででてくる。だから早く声を上げるという、そういう情報を吸い上げる組織があった方が子どもたちにとってはセーフティネットになるのではないかなと思います。今会社がそうなので。

学教課長　例えば担任というルートもありますし、養護教諭であったり、友人であったり、そのアンケートの中にも自分が困ってないか、それと困ってる人を見ていないかというような視点で、いろいろな側面からそれに気づきやすいように設けているところではあります。あとはスクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーであったり、いろいろな方向で子どもがSOSを出しやすい形は整えているかなというふうに思っています。

教育部長　先ほど教育DXのところでも課長が説明しましたが、1人1台端末を活用して心の健康観察というところの中で、端末が1人1台ありますので、先進地の事例で見ると、例えば自分が相談したいことがあったときに、相談したい人を担任ではなくて学校の先生全てから誰かを選んだり、匿名でいじめを受けているような通報を端末を通じてできたり、そのような先進事例がありますので、今後私たちも研究しながら、子どもたちが誰にも知られずに相談しやすいようなシステムを考えていきたいと思っています。今後の研究課題ということで、頑張っていきたいと思っています。

教育長　いずれにしても子どもの声を拾うのが一番難しいです。学校だけではなくて、弁護士さんのSOSの電話相談、外部でもそういうSOSを発する子どもの情報を取ろうとしていますが、県全体でどこかにコンプライアンス委員会のような子どもが訴えをする、していくようなそういった中心的な組織があるかということなかなかない。学校の先生だけではなくて、子どもの情報をいかに取るか、いろいろな組織が苦労しながら行っているのが現実です。

藤崎委員　　今までの議論と全然違う話ですが、これからの「オーガニックシティさいき」を支える人づくり、そしてふるさと佐伯を愛し、ユニバーサルな視野に立つ人材の育成という重点目標があるので、私がこれを見たときに、教えてもらいたかったとか教えたらいいのではないかなということ、佐伯というこの過疎化が進んだところに住んで、住民票があって、お金を稼いでやっていけるその方法を一番知りたいと思うんですよね。もし自分に子どもがいて佐伯に居るのであれば教えたいし、だからすごく丁寧というか、大事に大事に育てるということもあるけど、もう少しワシワシと生きていく力を学校の時から教えた方がいいのではないかなという気がします。例えばお金の稼ぎ方、お金の増やし方、佐伯に居ながらですよ。佐伯に税金をどうやったら落とせるだろうとか、そういう何か生活するための力みたいなものを、この目標を見たときに、重点的に教えていく必要があるのではないかなということ、勉強していく、研究でもいいんですよ、していく必要があるのではないかなというふうに思いました。佐伯で稼いでる人、そういう人を学校の中に招くなりして、教えてもらうとか、考えていくとか、例えばここにも資産運用とかできたりするわけなんで、そういう何かユニバーサルとかインターナショナルとかグローバルという言葉があるんだけど、実際にどうすれば佐伯に税金を落としながら、そういう人材が、人材として生きていけるかというようなことを、もっとガシガシとかワシワシっていう力を育てるべきではないかと。非行に走らないようにとか、ブレないようにとか、寂しい思いをさせないようにという視点だけではない、何かたくましさみたいなものがあるのかなというふうに、抽象的ですけど、思いました。

教育長　　その辺は教育課程の中で位置付けがなかなかなく、やるとすれば何の単元になるのか、外部から来て租税教育など行っていますが、そこは非常に難しく、どこの部分で教えるか難しいところです。今総合的な学習の中では、ふるさと佐伯をよく知って、ここを愛して、将来ここに帰ってきて、あるいはここを支える人間になろうというところを今、中心に私共やっているんですが、その中でいかにたくましく生きていくかという部分については、小中学校ではなかなか教育課程の中にもないような部分なので、今後どうたくましく生きるかというところを取り上げていくのかどうかは少し預らせていただいて、重要なことだと思いますので、そこはまた考えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

小寺委員　　特別支援教育とあるのですが、例えば不登校、不登校という言葉じゃないにしても学びの多様化という言葉で、最近玖珠町とかは何かこう、言ったら不登校児支援でもあるんですけども、そういった柱がこの中のどこにあるのかなと思ったのですが。

学教課長　　主に施策5の生徒指導の充実のところ、そこに当てはまるのではないかなといったところであります。教育相談コーディネーターという方が各学校に1人ずついますので教育相談体制をしっかりと持っていくこと、それと教育支援ルームというの

は保健室登校など別室登校の場を学校が設置して、なかなか教室に入りづらい子どもたちをそこで受け入れをするというようところが2番目の段のところかと思います。人間関係づくりプログラムというのは、いろいろな言葉を交わし、コミュニケーションをすることによってつながりを深め、楽しいな、みんなと一緒にやりたいなというような気持ちの育成であったりというところ。それと定期的なアンケートで子どもたちの状況を把握する。hyper-QU調査というのは、学級満足度調査というもので、その子が今の学校生活、学級生活にどれくらい満足しているのか、困っていないかというようなところを把握しながら、子どもたちの状況を把握していき、サポートしていくというものであります。小寺委員がおっしゃるところは、この施策5のところの取組の中に入ってくるのではないかと考えております。

小寺委員　これから統廃合も人口減少で進むとは思いますが、今後佐伯市で少人数とかICTに特化したとか、そういった特色ある教育、学びの多様化という言い方になるかわからないんですけど、佐伯市内で今後できるのかなというのと、できたらいいんじゃないかと、そこで幸せになっていける、皆さん発達の途中段階、発展途上の子どもたちですから、何かそうやってゆっくり待ってあげながらも学習と一緒に人間力というか、そういうエネルギーを少しずつ蓄えていけるような、場所ができたらいかなと思います。

子育てしている中で、一人一人にとっての幸福感は、幸福感っていうのは価値感の方ですけど、違うというのも子どもを育てながらいつも感じていますし、それぞれが自分なりの幸せを見つけて欲しいと思ったときに、絵が好きな子とか、いろんな子が、今東京大学の方でもそういったプログラムを中高生向けに開いている、ギフトと呼ばれる子たちが、そういう子対象になってますけども、そういった場所が身近なところに1か所でもあるって保護者も少しでも、見いだせたらいいんじゃないかなあと思いました。

ちなみに玖珠の学校の方には佐伯から1人、もう入学するというところで話もあつてるので、やっぱり親は皆それぞれ価値も選ぶ進路も違いますけども、子どもの将来を考えて、これが大事な人もいれば、こちらの人はまた別のものが大事で価値もそれぞれ順序って違うわけですから、何か親の多様性というところも考えながら、いろんな選択肢が紹介だけでもできるようになったらいいなと思います。

教育部長　先ほど施策5で学校教育課長が説明しましたが、重点施策の2の子どもの居場所づくりの推進というところで、“まなび”プランでいけば11ページに出てきますが、子どもたちが不登校になったときに学習保障をどうするのかといったときに、やっぱり学びの保障をする必要があるだろうということで、先ほど説明しましたDXの部分とかですね、そういった部分を研究していきたいと思っていますし、今年度から始めている不登校の親の会の方でも徐々に実績も上がっていますので、そういった保護者同士のネットワークも活用しながら、何とか前向きに不登校児童の数を減らしていくというような取組を考えていきたいと思っています。

教育長 本匠の保護者、地域と少し協議をしながら小規模特認校、いわゆる多様化の学校に準じたような学校を作っていこうと今していきまして、玖珠のような一気に学びの多様化、学校不登校対応、何をしてもいいよ好きなことをして1日を過ごしていいよという学校、そこまではなかなか一気にいけないし、玖珠の今回できる学校も通常の学校から人事異動で、そういう学校に先生たちが行くわけで、どのような感じのカリキュラムになるのか、先生たちがそういうところに一気に180度意識を転換して、子どもたちにどう対応するのかという大きな課題があると思いますので、その辺も少し見つめながら、今後必要なら検討していく部分もあろうかと思いますが、今のところそこまでの学校は考えてはいないです。

小寺委員 私もあれは見守る段階かなと思います。不安要素というか、はやくから北九州のほうでもそういった自分で時間割を決めてとか、そのかわり会話を重点においたプログラムをやっている学校もあるみたいですけど、今回、私も賛成しているとかそういう意味ではなくて、ただ家から一步も出れない子とか、どこに焦点を当てて意見を言うかっていうところはあるんですけど、私も身近なところで、そういった進路というところまで響いた事例もあるので、小学校の時期、中学校の時期に親、親が無理であれば関係性がある周りの大人、先生とか誰でもいいので安心して話せる相手を作ってほしいなあという意味で。

教育長 先ほど説明した小規模特認校、個の指導に重点を置いたような特色ある魅力ある学校を1年間かけて検討して、できれば令和7年度に開校したいなというふうに思っています。状況を見ながら委員さん方の意見も聞きながら進めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

他によろしいでしょうか。

教育長 様々な御意見をいただきました。いただきました御意見も参考にしながら見直すところは見直ししながら、学校の方に示していきたいと思ひます。先ほどの重点と同じですけども議案第9号の承認についてお諮りいたします。提案どおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第9号については、提案どおり承認といたします。学校教育課長、見直すところは直していただきたいと思ひます。

議案第10号 佐伯市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針の策定について

教育長 続いて、議案第10号佐伯市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針の策定について、引き続き学校教育課長が説明いたします。

学教課長 議案第 10 号佐伯市の学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針の策定についてであります。この議案は、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることの規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。理由は、令和 4 年 12 月にスポーツ庁及び文化庁が定めた学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、令和 5 年 3 月に大分県教育委員会が定めた大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針にのっとり、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的、効果的な活動の在り方について示すとともに、部活動の地域移行の受皿となる地域クラブ活動を整備するために必要な対応について市の考えを示す必要があるためであります。

本方針は大きく学校部活動と地域クラブ活動で構成をされています。

まず、31 ページにあります学校部活動についてであります。一つ目は、適切な運営のための体制整備について、(1) は、学校部活動に関する方針の策定等について、各学校は市の方針にのっとり部活動に係る活動方針を策定すること、活動計画を作成して生徒保護者への情報提供を行うことなどを定めています。(2) は、指導・運営に係る体制の構築について、校長は適切な指導者を確保し適正な数の部活動を設置すること、顧問に過度な負担が生じない措置を講じ運営体制を整えることなどを定めています。また、教育委員会は、教師の学校部活動への関与について、法令等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行うとともに、部活動指導員を活用し、地域の指導者の発掘や把握に努めることなどを定めています。二つ目は、学校部活動の在り方に関することです。(1) は、合理的な活動の推進について、生徒の心身の健康管理や事故防止の徹底等により休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと、生徒が生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともにコミュニケーションを図った上で指導を行うことなどを定めています。(2) は、適切な休養日等の設定について、週当たり平日 1 日以上週末 1 日以上の休養日を設定すること、長期休業中はまとまった休養日を与えること。(3) は、活動時間について、平日 2 時間程度、休日 3 時間程度とすることを定めています。

続いて 2 の地域クラブ活動についてです。一つ目は、地域クラブ活動の在り方について。(1) の運営団体・実施主体については、各種スポーツ協会・連盟、スポーツ少年団等を挙げています。(2) の指導者については、各団体の指導者、部活動指導員等で知識や技術の習得に努め、長期的継続的に指導できる人材を想定しています。また教育委員会は適宜指導助言を行うとともに、指導者を対象とした研修を実施することを定めています。教職員等の兼職兼業については、指導希望する教職員が円滑に許可を得られるよう、規程や運用の改善を行います。続いて (3) の休養日、(4) の活動時間は、学校部活動の方針に準じた形であります。続いて (5) は、活動場所について、原則として佐伯市内の学校施設や公共のスポーツ施設等を想定しています。(6) は、会費の適切な設定について、可能な限り低廉な会費の設定を求めています。(7) は、保険の加入について、地域クラブに対しけが等を補償する

保険に加入することを促しています。(8)は、健康管理と事故防止について、安全管理体制を整備することを求めるとともに事故発生時速やかな対応をとることを求めています。二つ目は関係者間の連携体制の構築についてということで、関係者による連絡会議を設置して、定期的、恒常的な情報共有、連絡調整を行って緊密に連携する体制を整備することとしています。続いて3の地域クラブ活動の認定につきましては、以前に承認をいただいたところですが、教育委員会が定めた手続に従って申請を行い、教育長の認定を受けることとしています。(1)は認定要件、(2)は認定の手続について定め、提出された書類を基に教育委員会で協議し、認定の判断を行います。現在は、七つの団体が、この認定を受けているところであります。

これからは、この方針と令和5年4月に定めた地域移行に係る方針に基づいて、部活動の地域移行の推進を進めていきたいというふうに考えています。以上で議案第10号の説明を終わります。

教育長 議案第10号は、学校部活動と地域クラブ活動の在り方に関する方針ということであります。質問等ありましたらお願いいたします。

教育長 受皿の七つは、今わかりますか。

学教課長 サッカーが一番初めにありました。サッカー、ソフトテニス、バドミントン、それと空手と野球。卓球はまだなかったと思います。バスケットは今相談中です。バドミントンが二つ。この七つだったと思います。

教育長 今七つを教育委員会が地域クラブ活動として認定をしているという状況であります。それでは、議案第10号の承認についてお諮りいたします。議案第10号について提案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第10号については、提案どおり承認といたします。

議案第11号 佐伯市立学校職員旧姓使用取扱規程の一部改正について

教育長 続いて、議案第11号佐伯市立学校職員旧姓使用取扱規程の一部改正について、柳井学校教育課長が説明いたします。

学教課長 この議案は、佐伯市立学校職員旧姓使用取扱規程の一部改正について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。理由につきましては、大分県教育委員会職員における旧姓を使用できない文書等の見直しに伴い、佐伯市立学校に勤務する県費負担教職員についても辞令書等の職員の身分に係る文書等に旧姓を

使用することができることとしたいので提出するものであります。

経緯につきましては、佐伯市学校職員旧姓使用取扱規程につきましては、令和5年12月22日の教育委員会定例会において、承認をいただいたところです。大分県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱の改正に伴い、学校教職員は県内を広域に移動することを踏まえて、旧姓を使用することができない文書等については、大分県教育委員会職員と同様の扱いとしたいといったことから、今回の改正を行うものであります。

規則改正の内容につきましては、別表（第3条関係）の右側、区分の（1）にあります職員の身分に係る文書等とその例示部分が大分県の方で削除となりました。そして項目が一つとなりますので、左側の新しい方では、（2）が取れる形であります。以上が改正の内容となります。これにより、これからは辞令書や人事管理上作成する文書等においても、届出があれば旧姓を使用できるといったこととなります。

以上で議案第11号の説明を終わります。

教育長 県において旧姓使用ができる文書が拡大されたということで、できない規定からその分を削りますということであります。県に準じているという内容であります。いかがでしょうか。

教育長 よろしいですか。それでは、議案第11号の承認についてお諮りいたします。議案第11号については提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 （全委員から「はい」との同意あり。）

教育長 それでは、議案第11号については、提案どおり承認といたします。

議案第12号 市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会委員の委嘱について

教育長 続いて、議案第12号市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会委員の委嘱について、丸山社会教育課長が説明いたします。

社教課長 市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会委員の委嘱について、御説明いたします。今年度から市民から親しまれる佐伯図書館未来構想協議会を設置し、新たな時代の佐伯市における図書館の在り方について検討を行っているところです。この議案に関連して、ここで協議会の経過報告をさせていただきたいと思っております。前回、11月17日開催の第15回佐伯市教育委員会で一度4回までを報告していますので今回はその続きということでの御報告です。第5回目を昨年12月19日に10人中9人の委員の方へ出席いただきまして、内容として三つ、図書館アンケート結果の整理、それから協議会及び視察研修会の振り返り、佐伯図書館の理念構築についてというこの3点について協議を行っていただきました。アンケート結果の検証もこの際に行っています。資料の3ページの中段に意見等というところがあります。

これは、このアンケート検証結果も含めた上で、委員の方からいただいた意見の抜粋を載せています。その中で、例えば一番上の不読率の高い世代の子どもたちの利用の促進が必要ではないかとか、3番目の子どもに特化した図書館づくりでもいいのではないのかとか、様々な事情を持つ子どもや大人も気軽に集い過ごせる空間がほしいなどの御意見をいただいています。次の第6回、本年の2月2日、同じく9人の方に出席いただいて開催をしました。内容については、佐伯図書館の理念及び指針について、この協議会で最終的にこういう図書館を、こういうところを目指したいという部分のところに入っていました。その中でこれまでの協議会での話やアンケートの結果を基に事務局から案を作って出した中での意見をここには記載しています。代表的なものとして、歴史資料館との連携や観光・産業との連携、自然災害への取組など防災の観点が入るといいのではないのかとか、シビックプライドという言葉の方が郷土愛というよりはいろいろな方に開かれた方向性が見えるのではなかろうかとか、佐伯しか持っていない佐伯にしか出せない、そういう心躍る文言、そういうキャッチフレーズが欲しい、それから、240年前に図書館の原型である佐伯文庫が生まれたことは大きな誇りにつながる要素があるのでは、このような御意見をいただきました。先日、第7回目を開催しました。この日は8人の委員の方に出席をいただいて、引き続き理念と指針について御協議いただきました。意見についてはこちらに書いてありますが、その意見をある程度いただいて作成した基本理念と指針が、次のページになります。今現在、協議会で考えている部分の基本理念については、集い、つながり、成長する「佐伯人づくり」の拠点、令和の「佐伯文庫」となる佐伯図書館というふうな形で、理念を持とうという話になっているところです。これについては、やはり人づくり、人を育てる、子育ても含めて、そういった部分の図書館でありたいということと、佐伯に誇れるものと言った時にやはり佐伯文庫というのがあるだろうと。それは昔の図書館という流れの中で、そういうのを使いながら人材育成に励んできたということもありますので、そこをやっぱり前面に出すべきだろうという委員の意見をいただいて、こういう理念にしていこうと考えています。その理念を支えるための指針、六つの指針を今現在、作ろうと考えています。これについても、昨日の時点でもう少しこうした方がいいという意見をいただいていますので、この部分についてはまた変更になるということでもあります。当初、令和6年度中にこの基本理念と指針までは、協議会の委員の皆さんに御意見いただきながら、策定を終わりたいというふうに考えていましたが、どうしてもなかなか重要なお話でありまして、期間もかかるということから、今回この議案として上げていますのは、来年も引き続きこの協議会を継続したいということで、現行の委員を再任したいという議案であります。現在の委員の任期は、今年度の3月31日まででありますので、再度委員を委嘱するに当たり、教育委員会の承認を得ようということでもあります。なお委嘱しようとする委員の名簿につきましては、資料の方に掲載をしていますが、皆さん再任という形でお願いをしたいということでもあります。以上で議案第12号について説明を終わります。

教育長

当初は1年間で終わるところでしたけども、重要なことであり、難しいというこ

とで協議会を継続して、委員は現状の委員をそのまま全員再任ということでの提案であります。御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

山口委員 最近紙面を見ると、いわゆる文化施設やコミュニティー施設との図書館の連携、そういう形で中心市街地の交流人口が増えているという、そういうまちが非常によく新聞などに出ています。今、旧三余館が予定地かわからないですが、文化施設やコミュニティー施設と図書館との連携によって市内市外の交流人口が非常に増えているという事例も今いろいろな紙面に上がっているの、私どももぜひ推進して、この図書館を作ってもらいたい。文教のまちというのを前に押し出してもらいたいという思いがありますので、ぜひともそういうふうなまちづくり、図書館を中心に置いてつくっていただきたいと思います。

社教課長 ありがとうございます。今回、この協議会では図書館をゼロベースでまた一から検討し直そうということで始まっていますので、あくまでその佐伯図書館をどういうふうにしていったらいいのかという話を進めているところです。委員おっしゃるとおり、にぎわいづくりとか、複合化とか、そのような話も若干出てきていますので、今後はこの協議会の委員の皆さんからいただいた意見を基に、どういうふうな方向に持っていくのがいいのかということをお内部で検討していくのかなというふうに思っています。

教育長 ほかにございますか。

教育長 よろしいですか。それでは協議会の委員を全員再任という提案ですが、提案のとおり承認ということではよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 12 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 13 号 佐伯市大入島開発総合センター条例施行規則の一部改正について

教育長 続いて、議案第 13 号佐伯市大入島開発総合センター条例施行規則の一部改正について、引き続き丸山社会教育課長が説明いたします。

社教課長 本議案は、令和 5 年第 15 回佐伯市教育委員会において議案第 44 号として佐伯市大入島開発総合センターの管理運営体制の変更等が承認されたこと、また、令和 5 年第 5 回佐伯市議会定例会において佐伯市大入島開発総合センター条例の一部改正に係る議案が議決されたことを受け、その施行規則の一部を改正するものであります。

50 ページに規則の改正内容を記載しています。大きく 3 点の改正になりますが、

1点目は、条例の名称が変更されたことに伴い、規則の題名を佐伯市マリンハウス海人夏館条例施行規則に改めます。本則中のセンターにつきましても海人夏館に改めます。2点目は、利用者の利便性を考慮し、利用の受付期間について、これまでは前月からしか予約ができないということになっていたのですが、利用する日の3か月前から受付ができるように、また、利用申請書等の押印を不要とするように改正をしています。3点目は、委託することができる業務を現在の実情と合わせて、明確化するものであります。あわせて、利用許可申請書と利用許可書の様式を改めるものであります。

以上で議案第13号佐伯市大入島開発総合センター条例施行規則の一部改正についての説明を終わります。

教育長 御質問、御意見等をお願いいたします。

教育長 よろしいですか。それでは、議案第13号の承認についてお諮りいたします。議案第13号については、提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第13号については、提案どおり承認といたします。

報告事項等

- ・学校給食費無償化と地場産食材の使用拡充を求める陳情書について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事、議案第14号を行います。関係者のみ
在席とし、関係者以外は退席をお願いいたします。

議 事

議案第14号 佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について

教育長 それでは、議案第14号佐伯市教育委員会事務局職員等の人事異動について、説明をいたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 それでは、令和6年第4回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 17時 25分